



資料 12-2

27 消安第 4278 号
平成 27 年 11 月 18 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 森山 裕



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記に掲げる飼料添加物の基準及び規格並びに当
該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正することについて、同法第 59 条
第 1 項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

バチルス サブチルス